

(別紙)

ハウスプラス住宅保証株式会社が建築基準法施行規則第十一条の二の三第六項に基づき令和7年1月6日に認可を受けた性能評価手数料は以下の区分と金額とする。

1 認可を受けた性能評価手数料の区分と金額

(1) 法第二条第七号の認定に係る評価のうち長時間後追い(加熱終了後24時間放冷)2体の試験を要する評価の手数料

区分	手数料(円)	
法第二条第七号 の認定に係る評 価 【耐火構造】	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,050,000
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,120,000
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,650,000
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,690,000
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,740,000

(2) 法第二条第七号の認定に係る評価のうち1体の試験が長時間後追い(加熱終了後24時間放冷)を要する評価の手数料

区分	手数料(円)	
法第二条第七号 の認定に係る評 価 【耐火構造】	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,300,000
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,370,000
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,900,000
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,940,000
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,990,000

(3) 法第二条第七号の認定に係る評価のうち長時間後追い(17時を超えて22時まで放冷)2体の試験を要する評価の手数料

区分	手数料(円)	
法第二条第七号 の認定に係る評 価 【耐火構造】	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,000,000
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,070,000
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,600,000
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,640,000
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,690,000

(4) 法第二条第七号の認定に係る評価のうち1体の試験が長時間後追い(17時を超えて22時まで放冷)を要する評価の手数料

区分	手数料(円)	
法第二条第七号 の認定に係る評 価 【耐火構造】	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,775,000
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,845,000
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,375,000
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,415,000
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,465,000

(5) 法第二条第七号の認定に係る評価のうち長時間後追い(加熱終了後 24 時間放冷)1 体、長時間後追い(17 時を超えて 22 時まで放冷)1 体の試験を要する評価の手数料

区分		手数料(円)
法第二条第七号 の認定に係る評価 【耐火構造】	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,525,000
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,595,000
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,125,000
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,165,000
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,215,000

(6) 令第一百十二条第二項の認定に係る評価のうち耐力壁について一時間準耐火性能を確かめる評価の手数料

区分		手数料(円)
令第一百十二条第二項の認定に係る評価 【一時間準耐火基準】	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,240,000